

**岩手県地域おこし協力隊起業セミナー・
地域づくり人材活動事例発表会開催等業務**

業務仕様書

令和 3 年 8 月

岩手県ふるさと振興部地域振興室

岩手県地域おこし協力隊起業セミナー・ 地域づくり人材活動事例発表会開催等業務 仕様書

1 目的

(1) 地域おこし協力隊起業セミナー

本事業は、岩手県に移住し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事しながら地域協力活動を行う地域おこし協力隊が、任期終了後に県内で起業することにより本県への定住・定着を促進するため、起業セミナーを実施するものである。

(2) 地域づくり人材活動事例発表会

本事業は、県内で活動している地域おこし協力隊、復興支援員及び集落支援員のほか、地域づくり活動を行っている人材が一堂に会し、日頃の活動を発表し合うことで、互いの活動に対する理解を深めるとともに、各種活動の連携を促進するものである。

2 業務内容

(1) 地域おこし協力隊起業セミナー

県内の地域おこし協力隊(任期終了者を含む)等を対象に、以下のセミナーを企画・開催すること。

ア 次の(ア)から(ウ)に掲げる内容の講義を実施すること。

(ア) 任期終了後のライフプラン(起業、事業承継について考える)

地域での定住に向けて、起業や事業承継への準備を進めたいと考えている隊員を対象とし、ビジネスプラン作成の基礎知識に関する講義を行う。

(イ) 全国の協力隊等の起業事例・体験等紹介

全国における複数の起業事例等を紹介する。

(ウ) 現在の活動から地域ビジネスへ展開するポイント

現在の活動を起業等につなげるポイントを伝えるとともに、テーマを設定しビジネスプランを作成する。また、隊員からの起業に向けた相談等に対応する。

イ 開催日数 1日

ウ 定員 50名程度(オンライン参加含む)

エ 開催場所 盛岡市内

オ 開催方法

- ・ セミナーの開催にあたっては、3密を避ける、ソーシャルディスタンスを確保する等、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、集合研修に参加できない参加者に対しては、WEB会議システムで配信を行う等の措置を講じること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、都道府県をまたぐ移動が制限された

場合等においても、本セミナーを実施できる体制を確保すること

(2) 地域づくり人材活動事例発表会

県内で地域づくり活動を行っている、地域おこし協力隊、復興支援員及び集落支援員など（任期終了後も継続的に県内で活動している者を含む）を対象に、以下の活動事例発表会を企画・開催すること。

ア 次の（ア）から（イ）に掲げる内容を実施すること。

（ア） 基調講演

- ・ 地域おこし協力隊制度に精通する講師による基調講演を行うこと。

（イ） 活動事例発表会

- ・ 事例発表者の掘り起こしや、発表のための各種調整を行うこと。
- ・ 「観光・交流人口の拡大」、「地域資源を活用した地域産業の活性化」、「地域コミュニティの活性化、移住・定住の促進」の3テーマに分け、活動事例発表会を行うこと。
- ・ 市町村に所属する地域おこし協力隊以外で、事例発表に際し、旅費を要する者から申し出があった場合は、旅費を支給すること。

イ 開催日数 1日

ウ 定員 100名程度（オンライン参加含む）

エ 開催場所 盛岡市内

オ 開催方法

- ・ セミナーの開催にあたっては、3密を避ける、ソーシャルディスタンスを確保する等、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、集合研修に参加できない参加者に対しては、WEB会議システムで配信を行う等の措置を講じること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、都道府県をまたぐ移動が制限された場合等においても、本セミナーを実施できる体制を確保すること

3 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」、「2 業務内容」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

（ア） 企画実施のコンセプト・全体イメージ

（イ） 具体的実施方法（業務内容毎に作成）

（ウ） 実施スケジュール

（エ） 業務の監理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。なお、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託予定額を超えないこと。

イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。

(ア) 企画提案書 5部

(イ) 積算内訳書 5部

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画提案

イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案

ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案

エ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、4の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、4の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必

要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。